

埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会傍聴要領

(平成17年11月24日埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会決定)

1 傍聴者の定員

傍聴者の定員は5人までとする。

2 傍聴する場合の手続き

- (1) 利用者懇談会の傍聴を希望する者の受付は、会議の開催予定時刻の30分前に開始する。受付を開始する時点で傍聴者の定員を超えている場合は、抽選を行い、傍聴者の受付を決定する。
- (2) 受付開始時点で定員とならない場合は、傍聴を希望する者の受付は先着順とし、定員になり次第、受付を終了する。
- (3) 傍聴を希望する者は、受付で氏名、住所を記入し、利用者懇談会の委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室する。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が4の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場させることができる。

4 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ることとする。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、利用者懇談会の委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。